

令和6年度 大使幹事会総会報告

資料1

豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs特命大使 幹事総数	43名
出席者	19名
委任状にて議決に関して議長一任を表明している幹事	17名
委任状にて議決権を行使している幹事	6名

幹事会会則第14条の定足数を満たしており、大使幹事会総会は有効に成立。
以下の通り、全ての議案が可決された。

議案の概要と審議結果

番号	件名	概要	結果
第1号議案	令和5年度 豊島区国際アート・カルチャー特命大使 ／SDGs特命大使幹事会 事業報告および決算報告について	令和5年度事業報告および決算報告を実施	可決
第2号議案	豊島区国際アート・カルチャー特命大使 ／SDGs特命大使幹事会 の終了について	現在の特命大使制度を継承・発展させ、誰でも文化活動をより気軽に参加・体験しやすい環境づくりを行う事を目的に、令和7年3月31日(月)をもって「豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs特命大使」制度を終了する。としま未来文化財団の公益目的事業として位置づけ、令和7年度より「としま文化応援団(仮称)」として新たに発足する。 ※別紙「新制度(案)」をご参照ください。	可決
第3号議案	豊島区国際アート・カルチャー特命大使 ／SDGs特命大使幹事会 の終了に伴う残余財産の処分について	「令和6年度 特命大使 自主企画事業」に対する支援金の交付、及び「特命大使幹事会」の終了に伴う賛同金返還をした後に、残余財産が発生した場合、公益財団法人としま未来文化財団に寄付するものとする。	可決
第4号議案	豊島区国際アート・カルチャー特命大使 ／SDGs特命大使幹事会 の終了に伴う賛同金の返還について	賛同金返還に関して、令和6年4月以降、特命大使に新たに賛同された方ならびに更新をされた方については、特命大使制度終了となる令和7年3月31日(月)以降の残りの月数に基づき返還する。なお、返還を希望しない場合、「特命大使幹事会」における残余財産として扱い、第3号議案の通り、公益財団法人としま未来文化財団に寄付するものとする。	可決